

第4期

恵庭市地域福祉計画

(令和3年度～7年度)

【概要版】

令和3年3月

恵庭市

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

かつての地域社会は、人々の相互の助け合いのもと、生活の様々な場面で支え合う機能が存在していました。

社会保障制度は、社会情勢の変化や複雑化に応じ、高齢者や障がいのある方、そして子ども等の個々の対象に応じる形で制度化されてきた経緯があります。

しかし、少子高齢化や核家族化、個人のライフスタイルの多様化など、人々の地域に対する意識が薄れていく中で、地域社会が担ってきた機能も希薄化しています。また、高齢化による単身高齢者の孤独死や高齢世帯における老老介護、ひきこもり、児童や高齢者等に対する虐待、社会構造や経済情勢の変化による生活困窮者への対応など、地域社会を取り巻く課題は多種・多様化している状況となっています。さらには、人口減少社会の到来が、これらの課題をさらに深刻化させている状態となっています。

このため、本市では、支援を必要としている方々に対する福祉サービスの提供体制の充実をはじめ、地域に暮らす人々が自主的な支え合いや助け合いを行い、地域における安全で安心な生活をおくることを目指し、平成 18 年に「第 1 期恵庭市地域福祉計画」を策定し、以後 2 回の改定を経て各種施策を実施してきました。

しかし、地域社会をめぐる各種課題は依然として存在し、様々な課題はますます多種多様となる中、解決すべき課題が多数存在している状況となっています。

第 3 期計画が令和 3 年 3 月をもって終了すること、さらには、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する方や社会福祉に関する活動を行う方が参画することで市民一人ひとりが安全・安心な暮らしをおくことができる「地域共生社会」の実現を目指すため、第 4 期計画を策定するものです。

また、成年後見制度について、本市における一体的実施が必要であることから、本計画を、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」とも位置づけることとします。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に定める「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画」を根拠としており、本市における地域福祉推進のための基本的な計画となっています。

【社会福祉法（抄）】

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

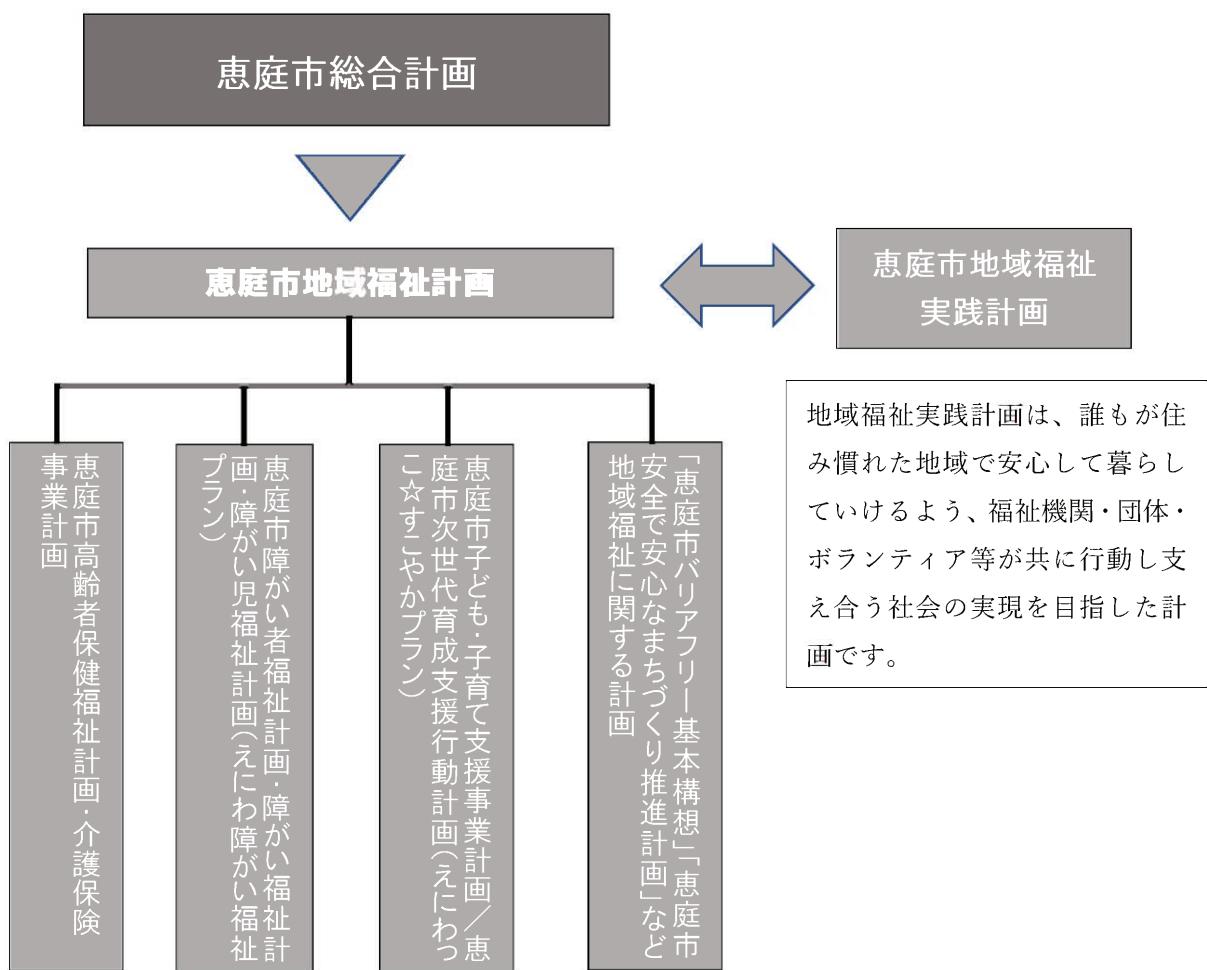
また、本計画は、地域における安全で安心な生活をおくることができることを目的に策定されるものであることから、地域福祉を推進するための事項を定めた他の個別計画を網羅するものです。

<個別計画の例>

- ・恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画
- ・恵庭市障がい者福祉計画・恵庭市障がい福祉計画・恵庭市障がい児福祉計画
(えにわ障がい福祉プラン)
- ・恵庭市子ども・子育て支援事業計画／恵庭市次世代育成支援行動計画（えにわっこ☆すこやかプラン）
- ・恵庭市バリアフリー基本構想
- ・恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画など

(2) 他の個別計画との関連性

本計画は、本市におけるまちづくりに関する基本計画である「恵庭市総合計画」を上位とし、福祉に関する各個別計画と、地域福祉推進のための他の個別計画の上位計画としての位置づけです。また、恵庭市社会福祉協議会が定める「地域福祉実践計画」との連携を図ることとしています。



（3）計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「恵庭市総合計画」の計画年次が平成28年度から令和7年度の10か年となっていることから、同計画にあわせ、令和7年度までの5か年とします。

（4）計画の推進体制

① 恵庭市社会福祉審議会

本審議会は、恵庭市社会福祉審議会条例（平成17年条例第8号）により設置されている市長の附属機関で、保健福祉に関する計画のほか、福祉行政全般について審議いただく機関となっています。本計画についても、同審議会へ進捗状況等について報告し、確認をしていただくこととします。

② 恵庭市保健福祉推進会議

保健福祉部長を委員長とした庁内組織（委員は管理職）により行政内部の調整や情報の共有化を行うとともに、進捗状況等について報告、確認を行います。

計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

第1章でも触れたように、現在の地域社会を取り巻く情勢は、少子高齢化や核家族化、さらには人口減少社会を迎える中、地域における人々のつながりが薄れていく中、様々な問題や課題が山積しています。

これまで、支援が必要な高齢の方や障がいをお持ちの方、子育てに不安がある方、生活に困窮している方などの相談や、各種福祉サービスを提供していますが、その方たちが安心して生活していくためには、地域での人と人とのふれあいや支え合いの輪を広げることが重要です。

各種福祉サービスの提供や、それらのサービスを適切・的確に支援が必要な方に届けることはもちろんのこと、住み慣れた地域で安全・安心な生活をおくるためには、そこに暮らす人々が地域における生活課題を把握するとともに、地域の人たちと「結びつき」、「助け合い」「支え合う」社会を実現させることができます。そのため、これまで策定した地域福祉計画の中で、地域社会へ参加し、地域に関わるきっかけづくりにつながるような施策を行ってきたところです。

しかし、社会情勢がより一層複雑化する中、地域における人のふれあいをより一層推進していく必要があることから、第1期計画において定めた基本理念をさらに継承し、地域福祉向上及び地域共生社会実現のため、各種施策を今後も推進していきます。

<基本理念>

人にも花にも まごころこめて
みんなで育てるやさしいまち えにわ

2. 基本目標

基本理念「人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ」の実現を目指すため、5つの基本目標に基づく各種施策を実施します。

基本目標1 基本理念に基づく地域福祉の推進

地域福祉推進のためには、市民、関係機関や団体、行政は、地域での支え合いや助け合いが必要であるという「共通の認識」をもって取り組む必要があり、本計画の基本理念に示しているとおり、一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、地域の一員として暮らしていくことが大切です。そのため、基本理念に対する意識を持っていただくため、広く啓発し、地域福祉の推進につなげます。

基本目標2 地域における福祉サービスの適切な利用促進

支援を必要としている方々の福祉に対するニーズは、保健・医療をはじめとする各分野にまたがり、その方々の状況に応じ、解決すべき課題等も多種多様にわたっています。そのため、その方々に対し、ニーズにあったきめ細かなサービスを提供するとともに、相談等の内容を充実させ、関係機関や団体等と連携しながら、安心して福祉サービスを提供することができる体制づくりを行います。

基本目標3 地域における社会福祉事業の健全な発達促進

地域福祉を向上させるためには、地域においてサービスを提供する事業者が、サービスを利用する人に対して適切かつ的確なサービスを提供する必要があることから、今後も計画的に柔軟なサービスを提供できる体制を確保・維持するため、また高度な知識やノウハウをもった人材の育成のための施策を実施します。

基本目標4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進

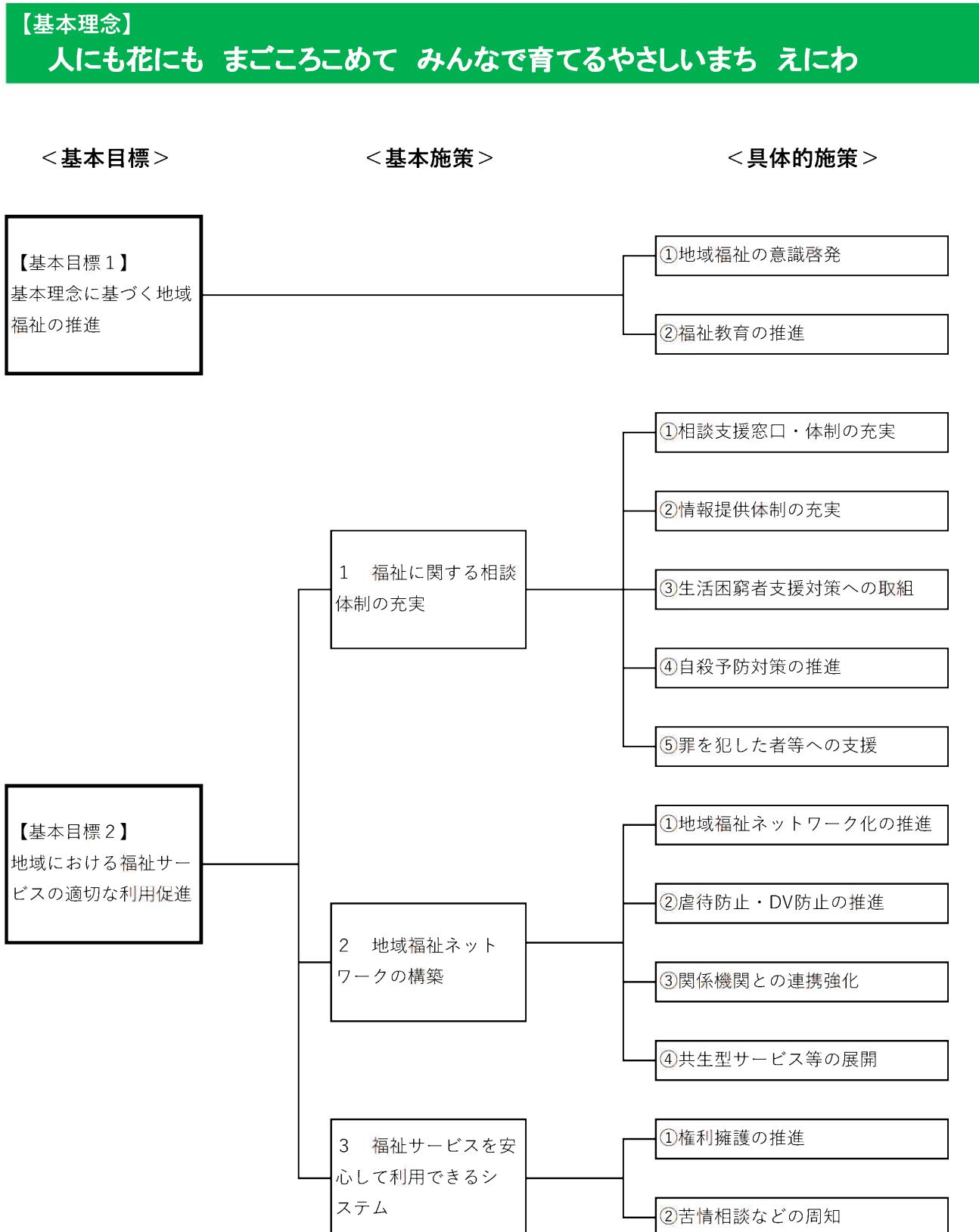
地域における支え合いやつながりを深めていくためには、地域福祉に関わる活動へ積極的に参加していただききっかけづくりが必要です。活動場所の整備のほか、日々地域福祉活動を行っている方々と関わりをもっていただききっかけづくりや、福祉活動を担う各種団体との連携・支援を実施します。

基本目標5 暮らしやすいまちづくりの推進

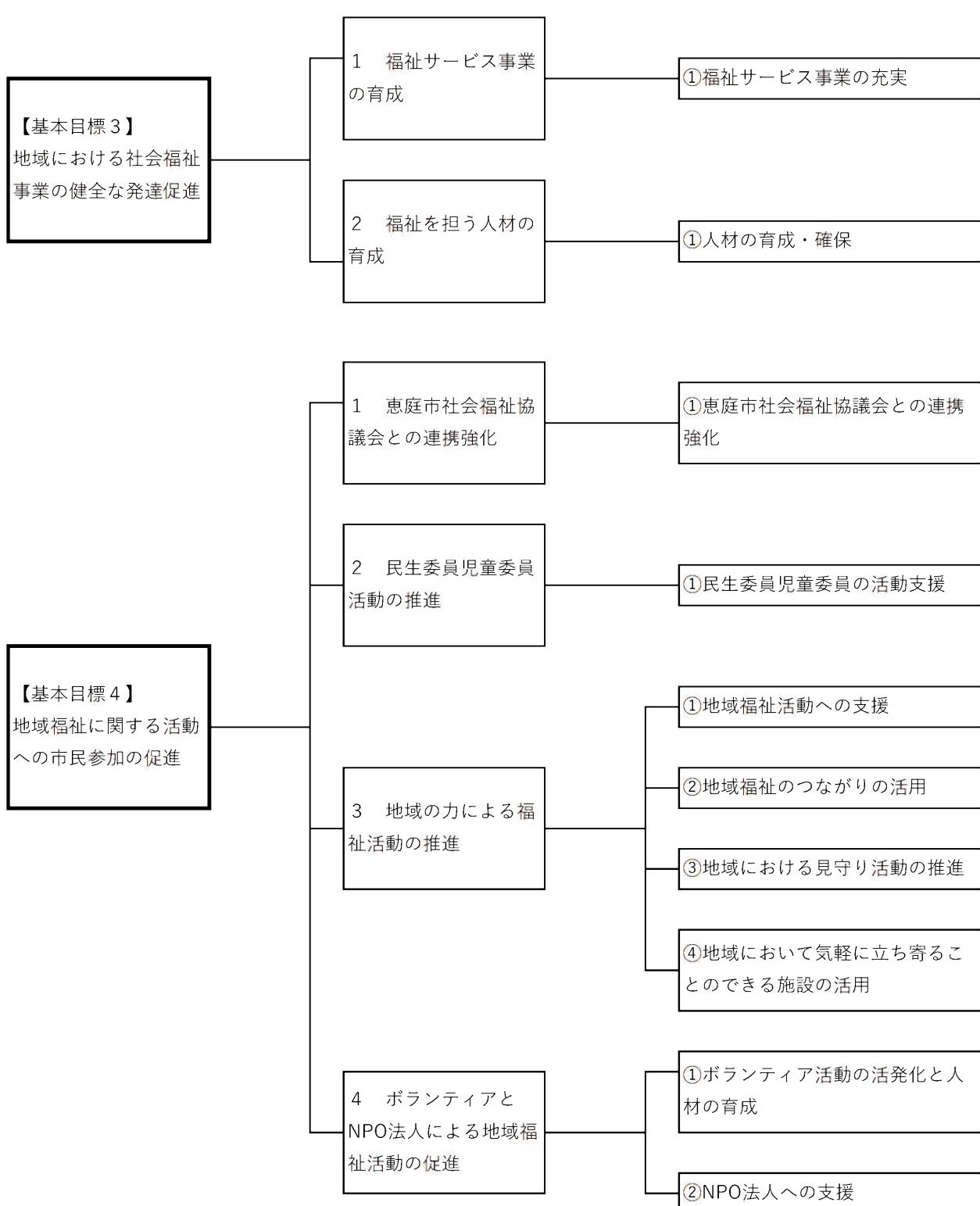
地域で安全で安心な生活をおくるために、「暮らしやすい」まちづくりを推進することが必要です。移動手段に困難を抱えている人たちへの交通環境の整備やバリアフリー化はもとより、地域における防犯や交通安全、地震や風水害などの災害時に備えるための体制を充実させます。

また、本市の特色でもある子育て支援や花のまちづくりを推進することにより、市民一人ひとりが「住んでよかった」と思っていただけのようなまちづくりを進めています。

○第4期計画の体系図



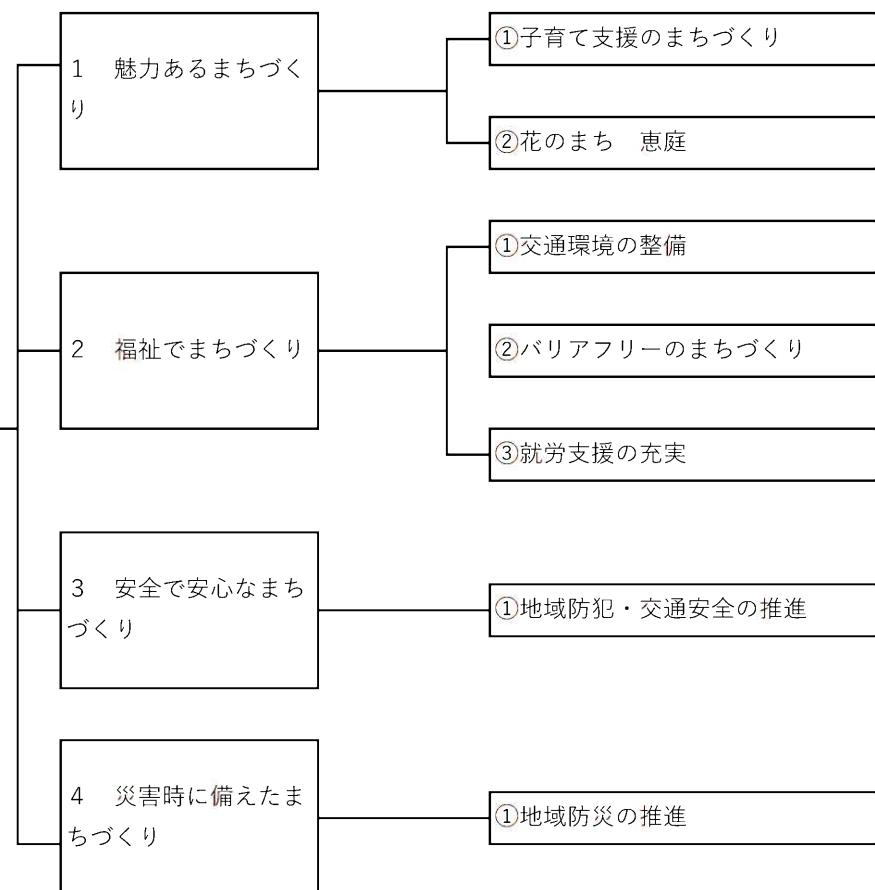
<基本目標>



<基本目標>

【基本目標5】
暮らしやすいまちづくりの推進

<基本施策>



<具体的施策>